

鳥取県告示第 856 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市大塚字間ヶ谷ノ三680の1、680の2、681、野坂字弥次郎谷道ノ下750の1、字弥次郎谷道ノ上752の2、753の2、754の2、字中谷770の1から770の22まで、字上ノ谷780、781の1、781の4、782の1、782の2、高路字菅町956の2から956の23まで、字釜ヶ淵958の2から958の30まで、字宇津ノ谷959の2、959の14から959の60まで、960の2、960の13から960の66まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市大塚字祖父ヶ谷533、533の1、533の5、字宮ノ下土居568から570まで、大柵字村土居ノ一578、宮谷字岡谷549、552から556まで、字立見峠593の3、593の4、593の7、下段字中ノ谷603、606、608、616

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)